

非常災害発生時の対応について

今後も「さんぼんまつのやくそく」と共に緊急時の対応について参考にしてください。

I 地震の対応

1 南海トラフ地震臨時情報（キーワード：巨大地震警戒・巨大地震注意）が出されたとき

(1) 児童が在学中の場合

- ア すべての教育活動を中止し、児童を運動場等、安全な場所に避難させます。
- イ 学級人員と児童の安全を確認し、保護者の迎えを待たせます。
- ウ 迎えのあった児童は、担任の確認のもと、保護者と共に下校させます。
- エ 保護者の迎えがない、または保護者と連絡がとれない場合は、校内の最も安全と思われる場所で、迎えが来るまで待たせます。

(2) 児童が在宅時の場合

- ア 休校とします。児童を登校させないでください。
- イ 登校の知らせがあるまで自宅待機とします。

(3) 児童が登下校中の場合

- ア 登校中の場合
原則として登校させます。在学中の場合に準じた対応をお願いします。
- イ 下校中の場合
原則としてそのまま下校させます。在宅時の場合に準じた対応をお願いします。

2 臨時情報（キーワード）が解除、または安全が確認されたとき

(1) 午前6時15分より前に解除、安全確認ができた場合

原則として通常の授業を行います。

(2) 午前6時15分から午前11時までの間に解除、安全確認ができた場合

原則として解除、安全確認ができた時刻の2時間後に授業を行います。

安全に登校させるため、集合場所に集まる時刻を緊急メールで知らせます。

(3) 午前11時以降に解除、安全確認ができた場合

臨時休校日とします。

3 臨時情報（キーワード）が出される前に地震が起きたとき

(1) 震度5強以上の地震の場合

- ア 1の「南海トラフ地震臨時情報（キーワード：巨大地震警戒・巨大地震注意）が出されたとき」の対応に準じます。

(2) 震度5弱以下の地震の場合

- ア 在学中のときは、校内において避難しますが、その後のようすをみて授業を進めます。
- イ 在宅時及び登校中のときは、しばらくようすをみて、安全を確認してから登校させてください。
- ウ 下校途中のときは、しばらくようすをみて、安全を確認して下校させます。

II 地震以外の災害の対応

1 台風などの暴風時

(1) 登校以前に暴風警報が発令された場合

ア 午前6時15分より前に警報が解除された場合
原則として通常の授業を行います。

イ 午前6時15分から午前11時までの間に警報が解除された場合
原則として解除された時刻の2時間後に授業を行います。

安全に登校させるため、集合場所に集まる時刻を緊急メールで知らせます。

ウ 午前11時になっても警報が解除されない場合
当日の授業を中止し、臨時休校日とします。

上記ア、イで、通学路の冠水・河川の増水等により登校は危険だと保護者が判断した場合、登校させないでください。

(2) 登校後に暴風警報が発令された場合

ア 授業を中止し、安全を確認した後、速やかに下校させます。ただし、通学路の通行に危険が伴ったり、帰宅が困難と判断されたりした場合は、校内において待機させます。

イ 校内に待機させた児童については、学校より連絡し、保護者の迎えを待たせます。

ウ 状況に応じて、保護者による児童の引き取りをお願いします。その際はメールにてお知らせします。
徒歩での引き取りが危険な場合は自家用車による引き取りを想定した対応をします。

2 特別警報が発表されたとき

(1) 登校以前に特別警報が発表されている場合

ア 登校させないでください。

イ 特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒を安全に登校させようと判断できるまでは登校させないでください。

(2) 登校後に特別警報が発表された場合

ア 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行います。

イ 児童生徒を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒を安全に下校させようと判断できるまでは下校させません。

3 暴風警報又は特別警報が発表されていないが、大雨等異常気象により児童生徒の安全確保に困難が予想されるとき

○ 注意報・警報等の気象情報を把握するとともに気象・通学路の状況等を判断し、休業や授業の中止を決定します。

4 その他の災害時について

○ 登校後に大雨や雷等があった場合は、通常の授業を継続します。ただし、時間経過することによって下校に危険が予測されるときは、帰宅させる場合があります。また、状況に応じて保護者による児童引き取りをお願いします。ゲリラ豪雨などの場合はメールなどで自家用車での来校も想定した対応をします。

保護者等が不在の場合は、学校に待機させて保護者の迎えを待たせます。

Ⅲ 竜巻発生に対する対応

1 台風などの暴風時

(1) 竜巻が発生するような前兆

- ア 低く黒い雲（積乱雲）が近づいてくるとき
- イ 雷鳴や雷光が見えるとき
- ウ 急に冷たい風が吹いてくるとき
- エ 窓や壁に打ち付けるような強い雨や風になったとき
- オ ひょうが落下したとき

(2) 竜巻発生が予想される場合

(屋内の場合)

- ア 窓を閉め、カーテンを閉めて窓から離れる。
- イ 建物の中心部に近い、窓のない場所に移動する。
- ウ 部屋の隅のドア、外壁から離れる。
- エ 机の下に入り、両腕で頭と首を守る。
- オ 上着や荷物で頭部を覆う。

(屋外の場合)

- ア 近くの丈夫な建物に避難する。
- イ 飛来物に注意する。
- ウ 車庫や物置、プレハブを避難場所にしない。
- エ 橋や陸橋の下に行かない。

(3) その他

- ア テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、積極的に情報収集する。

Ⅳ 保護者の判断について

- ◎ 災害は人智を超え、予測されない事態を起こす場合もあります。本校に通学する児童の環境はさまざままで一通りのマニュアルでは、推し量れない場合もあります。
- ◎ 児童が在宅している場合、保護者の的確な判断がなによりも優先されます。授業の有無よりも登校が安全か否かを最優先に考え、ご判断ください。

